

不招請勧誘禁止規定に関する「商品先物取引法施行規則」及び
「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に反対する会長声明

2014年4月30日

千葉県弁護士会
会長 蒲田 孝



第1 声明の趣旨

当会は、商品先物取引法の下で、個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘（顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘）の禁止規定を大幅緩和する商品先物取引法施行規則改正案（第102条の2第2号）について、強く反対する。

第2 声明の理由

1 経済産業省、農林水産省は、2013年6月14日の規制改革実施計画において、「顧客勧誘時の適合性原則の見直し等」として、「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ、市場活性化の観点から検討を行う。」ことが定められたことを理由として、2014年4月5日、「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に関する意見公募を公表した。

具体的には、商品先物取引法施行規則（規則第102条の2）を改正して、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（顧客が70歳未満であること、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限る）を不招請勧誘の禁止の適用除外規定に盛り込んでいる。

2 しかしながら、不招請勧誘（顧客の要請によらない訪問・電話勧誘）の禁止規定は、商品先物取引による深刻な被害が長年発生し、度重なる行為規制強化のもとでもなおトラブルが解消しないため、与野党一致のもと2009年7月改正で導入されたものである（2011年1月施行）。しかも、同改正審議の衆議院ないし参議院の附帯決議において、「商品先物取引に関する契約の締結の勧誘を要請していない顧客に対し、一方的に訪問し、又は電話をかけて勧誘することを意味する「不招請勧誘」の禁止については、当面、一般個人を相手方とする全ての店頭取引及び初期の投資以上の損失が発生する可能性のある取引所取引を政令指定の対象とすること。」「さらに、施行後1年以内を目処に、規制の効果及び被害の実態等に照らして政令指定の対象等を見直すものとし、必要に応じて、時期を失することなく一般個人を相手方とする取引全てに対象範囲を拡大すること。」と決議している。

にもかかわらず、不招請勧誘の禁止規定の適用除外範囲を、今般、経済産業省、農林水産省が検討している案のように拡大することは、70歳未満の個人顧客に対する不招請勧誘を全面解禁するに等しいものであって、法律が個人顧客に対する無差別的な訪問電話勧誘を禁止した趣旨を没却するものである。また、前記熟慮期間を設けた契約は、か

つての海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に類似規定が設けられていたが、同法律は顧客保護のためには全く機能しなかった。

上記施行規則案は、法律が「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」（商先法214条第9号括弧書き）と定めた委任の範囲を超え、施行規則によって法律の趣旨を骨抜きにするものであって到底容認できない。

3 しかも、今回の不招請勧誘禁止規定の見直しは、2012年8月に産業構造審議会商品先物取引分科会が取りまとめた報告書の内容に反するもので、見過ごすことのできないものである。すなわち、同報告書では、「不招請勧誘の禁止の規定は施行後1年半しか経っておらず、これまでの相談・被害件数の減少と不招請勧誘の禁止措置との関係を見極めることは難しいため、引き続き相談・被害の実情を見守りつつできる限りの効果分析を試みていくべきである」、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である」とされ、商品先物取引に関する不招請勧誘規制を維持することが確認された。

しかるに、現在も、個人顧客に対し、金の現物取引やスマートCX取引（損失限定取引）を勧誘して顧客との接点を持つや、すぐさま通常先物取引を勧誘し、多額の損失を与える被害が数多く発生していることが、日本弁護士連合会の会員からも報告されており、商品先物取引業者の営業姿勢はまったく変わっていない。主務省も、昨年12月に不招請勧誘禁止規定違反があるとして、第一商品の行政処分を行った。

4 総合取引所のもとにおいて、不招請勧誘禁止規定を維持すべきとの意見は、日本弁護士連合会や各地の単位弁護士会および数多くの消費者団体からも出されている。また、内閣府消費者委員会も、2013年11月12日付けの「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見」で、「仮に商品先物取引における不招請勧誘禁止規制が金融デリバティブ取引に係る規制と同程度に緩和されると被害が再び増加することが予想される一方、商品先物取引に係る現状の不招請勧誘禁止規制の存続によって市場の健全な発展が阻害されるとは言えないため、不招請勧誘禁止規制を緩和すべきではない」と明言している。

5 今回の経済産業省、農林水産省の不招請勧誘の禁止に関する適用除外規定を拡大する上記規則案は、商品先物市場の出来高の大幅減少に伴う商品先物取引業界の規制緩和の要請のみをうけて行われるもので、そもそも透明かつ公正な市場を育成し、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と相容れないものである。そして、前述のとおり、上記施行規則案は、2009年7月に改正された不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするものであり、また、法律が省令に委任した範囲を大幅に逸脱して、かつ、前記産構審分科会の報告書や内閣府消費者委員会の意見書にも反するから、到底認めることが出来ないし、70歳未満の個人顧客に対する無差別的な訪問電話勧誘を許容するような立法事実は存在しない。

それ故、当会は、個人の委託者保護の観点から、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような上記施行規則の改正案には、強く反対する。

以上